

前期 第4問

Xは、Aのほか2名と共謀し、Xが運転する軽自動車をAほか2名が乗車するライトバンに追突させ、交通事故を装って保険金を詐取することを企てた。

XはA運転の自動車を追尾し、交差点に差し掛かった際、赤信号でA運転の自動車が停止し、続いて第三者M運転の軽自動車、その後にXの自動車が相次いで停止したため、Xは直ちに自車を発進させて、M車後部に追突させて、その勢いで同車を前方に押し出してA車後部に追突させ、玉突き事故を装って、Mに対して約2カ月の入院治療を要する傷害を、Aほか2名には長期の入院治療を要しない軽微な傷害を与えた。

XのAほか2名に対する罪責を述べよ。

参考判例：最高裁第二小法廷昭和55年11月13日